

名取市監査委員情報セキュリティポリシー

1 趣旨

名取市監査委員情報セキュリティポリシー（以下「監査委員セキュリティポリシー」という。）は、名取市監査委員が取り扱う情報資産のうち、名取市が策定する名取市情報セキュリティポリシーの適用外となる情報資産について適切に保護するため、基本的な事項を定めるものとする。

2 定義

監査委員セキュリティポリシーの各種用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 名取市情報セキュリティポリシー

名取市が策定する情報セキュリティポリシーをいう。

(2) 情報資産

名取市情報セキュリティポリシーにおける情報セキュリティ対策の範囲に含まれない情報資産をいい、名取市監査委員及び名取市監査委員事務局が保管する情報をいう。

3 準用

情報セキュリティ対策に関し、監査委員セキュリティポリシーに定めのない事項については、原則、名取市情報セキュリティポリシーを準用する。

この場合において、名取市情報セキュリティポリシーの2. 情報セキュリティ対策基準2. 2. 組織体制について、(1)最高情報セキュリティ責任者については代表監査委員とし、(2)統括情報セキュリティ責任者、(3)情報セキュリティ責任者、(4)情報セキュリティ管理者、(5)情報システム管理者及び(6)情報システム担当者については監査委員事務局長とし、(7)電子計算機利用検討委員会については該当なしとする。

また、名取市情報セキュリティポリシーの2. 情報セキュリティ対策基準2. 10. 1自己点検については、名取市の実施時期に合わせて実施する。

4 その他

上記事項に定めがない事項については、名取市情報セキュリティポリシーに準じ、監査委員が決定する。

附 則

この方針は、令和8年4月1日から施行する。